

## 平成29年第5回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成29年 3 月23日 午前10時00分	
	場 所	庁議室	
開 会 日 時		平成29年 3 月23日 午前10時00分	
閉 会 日 時		平成29年 3 月23日 午前10時48分	
出席委員	委 員	田 辺 正 保	
		濱 秀 利	
		平良木 宣 行	
		森 脇 直 美	
欠 席 委 員			
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之	
委 員	委 員	田 辺 正 保	
会議出席者	教 育 長	酒 井 裕 之	
	事務局職員	管理課長	高 橋 敏 晴
		指導室長	滝 川 敦 善
		体育振興課長	高 橋 政 一
		管理課長補佐	渡 部 貴 志
		情報館館長	福 地 玲 子
		海事記念館館長	稲 垣 聡
		生涯学習係長	三 浦 博 哉
	その他の者		

議事日程

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第2号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第12号	厚岸町立教育研究所長の任命について【原案可決】
	議案第13号	厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第14号	厚岸町社会教育委員の委嘱について【原案可決】
	議案第15号	厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第16号	厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱について【原案可決】
	議案第17号	厚岸町スポーツ振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第18号	厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第19号	厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第20号	厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第21号	厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第22号	厚岸町教育委員会事務決裁規程を定めることについて【原案可決】
	議案第23号	教育委員会事務局職員及び教育機関の職員の異動について【原案可決】
7	(協 議)	
	協議第2号	平成29年度厚岸町立学校入学式の参列者について【協議済】
8		閉会

## 平成29年第5回厚岸町教育委員会

平成29年3月23日

午前10時00分開会

- 教育長           ただいまから、平成29年第5回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。  
                  なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。  
                  日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、3月23日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長           それでは、会期を本日3月23日の1日間といたします。  
                  また、本日の付議事件のうち、議案第23号については、会議規則第15条の規定に基づき、非公開とし、その他の議案については公開として議事を進めたいと思いますがよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長           それでは、そのように決定いたします。

- 教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。  
                  平成29年3月9日に開会した第4回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の濱委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、田辺委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、報告第2号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●指導室長 報告第2号「教育長の報告すべき事項について」を報告させていただきます。平成28年度厚岸町立中学校進路状況について、2ページをご覧ください。今年度の3月23日現在の中学校卒業生の進路状況について、ご説明させていただきます。進路状況の内訳下段をご覧ください。管内の公立、私立高校の状況です。厚岸翔洋高等学校普通科12名、海洋資源科12名、計24名です。釧路湖陵高校普通科6名、江南高校普通科2名、北陽高校普通科4名、釧路明輝総合7名、釧路工業高校電子機械3名、電気2名、建築2名、工業化学1名です。続いて釧路商業高校会計1名、情報処理2名、釧路東高校普通科はいません。標茶高校総合科2名、武修館高校普通科1名、体育科1名、中標津高等養護学校産業科1名、家庭総合科3名、とわの森三愛高校機農コース1名、美唄聖華衛生看護1名。なお、3名の生徒が2次募集で受けています。合格発表が3月29日になりますので、その段階ではっきりする事になります。最後、下段になりますが就職1名ということで、今年度卒業生66名ということで、平成29年3月23日現在の進路状況調査ということで、報告させていただきます。

●教育長 内容は、「町立学校中学校卒業生進路状況について」でございます。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長                    なければ、報告第2号を終わります。

●教育長                    日程第6、議案第12号「厚岸町立教育研究所長の任命について」を議題といたします。本件の提案理由と議案内容の説明をお願いいたします。

●管理課長                ただ今上程いただきました議案第12号「厚岸町立教育研究所長の任命について」その内容についてご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧くださいと思います。厚岸町立教育研究所長の任命についてでございます。

平成29年3月31日をもって、現在任命されている厚岸町立教育研究所長が退職となるため、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第5条の規定により新たな所長を任命したく本議案を提出するものであります。

議案書の4ページをご覧ください。現在の厚岸町立教育研究所長の名簿でございます。現在の所長、真龍小学校の渡辺仁平校長先生が、本年3月31日をもって定年退職となります。再び3ページをご覧ください。

1、氏名等であります。氏名梅津和広、性別男、生年月日は、昭和35年1月8日、住所厚岸町梅香1丁目92番地、職業教員、厚岸中学校の校長であります。

2、任期であります。平成29年4月1日から平成31年3月31日で2年間となります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第12号「厚岸町立教育研究所長の任命について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくをお願いいたします。

- 教育長 内容は、厚岸町立教育研究所長の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第13号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただ今上程いただきました議案第13号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」その内容についてご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧くださいと思います。

厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱についてでございます。

現在、欠員となっている厚岸町立教育研究所運営委員会1号委員について、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第9条第1項の規定により新たな委員を委嘱したく本議案を提出するものであります。

議案書の6ページをご覧ください。現在の厚岸町立教育研究所運営委員会委員名簿であります。1号委員の校長代表2名のうち1名が欠員となっております。再び5ページをご覧ください。

1、氏名等であります。委員区分は1号で校長の代表となります。氏名佐藤毅、性別男、生年月日は、昭和3

8年4月6日、住所 厚岸町白浜1丁目6番地、職業  
教員、真龍中学校の校長であります。

2、任期であります。平成29年4月1日から平成30年3月31日、前任者の残任期間となります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第13号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱についてです。これから質疑を行います。

●濱委員 欠員になった場合、速やかに欠員を補充する規定はないんですか。例えば、欠員になっている間に、この研究機関で会議等があると思うが欠員の状態でも問題は無いんですか。

●管理課長 規則の中では、校長代表、教頭代表、教職員代表、識見を有する者ということで区分がされています。その中で直ちに補充をなさいという規定はございません。確かに、おっしゃるとおり望ましいのは欠員が無い状態で、運営委員を委嘱するのが望ましいんですけど、校長代表につきましても、校長会で役職を決めまして、それぞれ割り振るということになっています。

実は欠員になった理由ですが、去年の10月28日に酒井元厚岸小学校長が教育長になりました。その段階で校長会の役職が欠員となったものですから、その期間の間で、新たに委嘱をするか校長会の方で協議をいただいたんですけど、期間が短いので、その間では無理であろうということで欠員になっていました。

このように欠員になるのは、珍しく通常は直ぐ補充をします。ただ、この委員につきましても、校長会の意志

を尊重して、推薦をしていただいているものですから、この部分につきましては、欠員になってしまったという状況ですので、次回からは、このような空白期間が無いようにしたいと思いますのでご理解願いたいと思います。

●濱委員           はい。わかりました。

●教育長           他に質問ございませんか。

(ありません。の声)

●教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           では、そのように決定いたします。

●教育長           次に、議案第14号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」と議案第15号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習係長       ただいま上程いただきました、「議案第14号厚岸町社会教育委員の委嘱について」及び「議案第15号厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。議案書7ページをお開き願います。

昨年11月に学校教育区分で委嘱しておりました、秦直人氏より、解職の申し出があったことに伴い、同委員に欠員が生じたため、厚岸町社会教育委員及び厚岸町公民館運営審議会委員を、関係法令の規定により、新たに

委嘱いたしたく、本案を提出するものでございます。

氏名等についてですが、学校教育区分で、湊谷隆司氏でありまして、高知小中学校の校長先生であります。なお、性別等は記載の通りでありますので省略させていただきます。委嘱年月日につきましては、平成29年4月1日、満了年月日につきましては、平成30年3月31日まででございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は、厚岸町社会教育委員と厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱についてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第16号「厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 体育振興課 長 ただいま上程いただきました、議案第16号 厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱について、その提案理由を説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

学校施設開放主事等につきましては、厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第4条第1項の規定に

基づき設置され、同条第2項の規定により教育委員会が委嘱することとなっております。

この度、平成29年3月31日をもって、太田中学校における学校施設開放主事及び副主事の任期が満了することから、新たに委嘱しようとするものであります。

氏名等であります。主事として、太田中学校教頭であります、小林香織氏を、副主事として、利用者で酪農業をされております、佐藤洸太氏を、前年に引き続き委嘱するものであります。性別等は記載のとおりでありますので説明は省略させていただきます。

任期につきましては、平成29年4月1日から、平成30年3月31日までであります。以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は、厚岸町学校施設開放主事及び副主事の委嘱についてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第17号「厚岸町スポーツ振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

● 体育振興課  
長

ただいま上程いただきました、議案第17号厚岸町スポーツ振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて、その提案理由をご説明いたします。議案のページをお開き願います。

本規程は、本町のスポーツ振興に寄与する団体、その他の団体及び個人に対して助成を行い、もって町民の心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活の形成に寄与することを目的とした、厚岸町スポーツ振興助成条例の施行にあたり助成金交付の審査基準について必要事項を定めることを目的としております。

この度の改正は本規程の第3条に規定している助成の範囲について、より明確に定める改正を行い、助成金交付事務を円滑化しようとするほか、必要な字句の整理を行おうとするものであります。

改正の詳細につきましては、別途配付しております議案第17号説明資料、厚岸町スポーツ振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、第1条の改正は、規則番号に係るの字句の整理であります。

次に、第3条第2項第4号中、「走行距離」の次に、1キロ未満の端数を切り捨てる規定を追加するとともに、「燃料代」の単価を明確にするため、「レギュラーガソリン単価(町内小売店の単価)で計算した額」に改めるものであります。

次に第4号の次に、第5号として、選抜メンバー等で選出された選手が営業バスに団体で乗車し、大会に出場する場合等、営業車借上げ時の規定を追加するものであります。

次に、第6号として、競技用具等が多く、別途輸送車の手配が必要となった場合、その輸送費を別途助成する規定の追加であります。

次に、第7号として、現在は移動手段として高速道路が標準化していることから、有料道路利用区間の利用料を助成する規定の追加であります。

次に、第7項では、町外から通学している生徒の規定についての字句を整理するものであります。

再び議案第14ページにお戻り願います。

次に、附則であります。この訓令は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、大変簡単な説明ですが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、厚岸町スポーツ振興助成条例助成基準に関する規程の一部改正についてです。これから質疑を行います。

●田辺委員

今回の改正部分ではないんですけど、規程の確認だけしておきたい部分がありまして、新旧対照表の中にある第2条の助成対象の第1項の規定の中なんですけど、選手何名に対して、何名というのをうたっているんですけど、ただし書きで、出場選手の「大会等の規定により出場選手の数を定めている場合にはこれを優先する。」という意味なんですけど、例えば野球なんかで、ベンチ入15人と決まっていて、実際行くのが応援含めて20人行く場合も、15人の選手の数を考えるということなのか、この辺の意味が分らなくなったものですから。

●体育振興課長

これについては、対象選手の上限が15名という事で、なっておりますけど、大会等の規定により15名以上の選手枠があった場合、その大会の規定によって出場の数を決めている場合は、そちらを優先して上限いっぱいまで助成するという解釈でやっております。

●田辺委員           はい。わかりました。

●教育長             他にございますか。

(ありません。の声)

●教育長             なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長             では、そのように決定いたします。

●教育長             次に、議案第18号「厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習係長       ただ今上程いただきました議案第18号「厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由を申し上げます。議案書15ページをお開き願います。本規程は、条例目的にある団体及び個人に対し助成する基準を明示しているものでありますが、助成基準の拡大と文言をより明確にするため、見直しを図るために本案を提出するものであります。改正内容の詳細は、別に配付しております、「厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表」をご覧ください。第2条第1項第1号イ、においては、引率者1名を補助対象に加える基準でしたが、吹奏楽部などの大人数では引率者が1名では困難であることから、スポーツ振興助成と整合性を図り、「児童生徒が4人以内は1人、5人以上は2人

を限度とし引率者を補助対象に加える。」に改め、引率者枠を広げる改正であります。次に、第1項第1号エ、においては、私用車借り上げの際に発生する燃料費について、走行距離の端数切捨て既定の明文化として「1キロメートル未満の端数は切り捨てるものとする」を「その距離に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする」に改め、燃料費の額について単価を明記するため「実際の支払単価」となっているものを、「レギュラーガソリン単価(町内小売店の単価)」とする字句の改正であります。次に、団体で移動する際は、貸切バスでの移動が有効と考えますが、以前の規定では営業車を明記する基準がありませんでしたので、第1項第1号カ、営業車借上げの場合は、借上げ金額を借上げ車両の乗車定員数で除して算出した金額に、乗車する助成対象人員を乗じた金額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。規定の追加であります。次に、吹奏楽等は大型の楽器が必用であり、各自で持ち込むのは困難であることから、楽器等の運搬費について、第1項第1号キ、乗車する車両に持ち込めない道具等(大会等に参加するために必須なものに限る)がある場合は運送費の額とする。規定の追加であります。次に、高速道路の整備が進んでいる現在、移動で高速道路を使用することが一般的となってきたことから、利用料金を助成するため第1項第1号ク、有料道路を利用の場合は、必要区間内の利用料金とする。規定の追加であります。次に、第2条第2項の助成対象外の規定に「ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。」のただし書きを加え、特例を記述する規定の追加であります。次に、第3条では助成対象を規定しておりますが、全道大会を経て全国大会に出場することを想定し、現行では該当年度につき助成対象数が1事業であったものを、第3条を削除し、助成対象数を

廃止する改正であります。以上雑ばくな説明であります  
が、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い  
いたします。

- 教育長           内容は、厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規  
程の一部改正についてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです  
か。

(はい。の声)

- 教育長           では、そのように決定いたします。

- 教育長           次に、議案第19号「厚岸町立学校管理規則の一部を  
改正する規則の制定について」を議題といたします。職  
員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長       ただ今上程いただきました議案第19号「厚岸町立学  
校管理規則の一部を改正する規則の制定について」その  
内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書17ページをご覧ください。

厚岸町立学校管理規則については、町立学校の管理運  
営の基本的事項について定め、学校の適正かつ円滑な管  
理運営を図ることを目的としております。

今回の改正については、北海道立学校管理規則におい  
て「校長の事務引き継ぎ」及び「赴任」に関する規定の  
改正があり、同規則を準用している厚岸町立学校管理規  
則についても同様の改正をするとともに、字句の整理等  
を行うための改正をいたしたく本案を提出するものであ

ります。

改正内容については、別にお配りしている議案第19号説明資料「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表」により説明させていただきます。第22条は、赴任について規定をしておりますが、現行では、辞令を受けてから赴任することを規定しておりますが、改正案では、人事異動の円滑な遂行を図るため口頭等による発令の通知をもって赴任することを規定し、併せて字句の整理をしようとするものであります。第23条は、校長の事務引き継ぎを規定しておりますが、現行の退職、転任等に「休職」を加え、字句の整理をしようとするものであります。

議案書17ページにお戻り願います。附則でございます。

この規則は、公布の日から施行しようとするものであります。以上簡単ですが、議案第19号「厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、厚岸町立学校管理規則の一部改正についてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第20号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第20号、厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて、その提案理由と内容をご説明いたします。

厚岸町教育委員会文書管理規程は、教育委員会が保有する文書事務の管理について、基本的事項を定め、文書事務の円滑かつ適正な実施を図るため規定されております。しかし、本規程の一部が現状にそぐわない内容があることから、これらを整備するため、一部改正をしようとするものであります。

議案書18ページをご覧ください。議案第20号、厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令でございます。

改正内容については、別にお配りしております議案第20号説明資料、「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令新旧対照表」を参照いただきたいと思います。存じますが、ご覧のとおり多岐にわたっておりますので、各条ごとの説明は省略し、改正の要点のみの説明にとどめさせていただきますと思います。

1つ目は、各種定義規定の整理でございます。2つ目は、到着文書に信書便、ファクシミリ、電子メール等を含めるとともに、到着文書の收受、配付等の処理について、現状に合わせた整理となっております。3つ目は、起案文書の記入方法、決裁の回議方法等について、現状に合わせた整理でございます。4つ目は、現在行っていない「浄書」に関する規定を削除するものであります。5つ目は、文書保存年限のうち使用していない「1年未満保存」を削除するものであります。6つ目が、方式の

字句及び体裁等の整理になります。7つ目が、その他に全体的な字句に誤りと不適切な部分がありましたのでこれらを整理するものであります。議案書37ページをお開きください。

附則でございます。この訓令は、平成29年4月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明ですが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、厚岸町教育委員会文書管理規程の一部改正についてです。これから質疑を行います。

●濱委員 分らない語句があるので教えていただきたいんですけど、特殊文書ってどういう形体のものですか。

●管理課長 第9条に特殊文書の処理、特殊文書は次に掲げるところによりということで、1号から4号まで書いています。  
教育長宛の親展ですとか、或は書留文書等及び現金、訴訟、審査請求等を普通の文書と区別して特殊文書として規定をしております。要するに通常の文書であれば、普通に受付をしてという処理になりますけど、重要な部分でありますので、特別に規定をしているという内容であります。

●教育長 他にございますか。なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第21号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました議案第21号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書38ページをご覧ください。

厚岸町教育委員会事務局処務規則については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、厚岸町教育委員会事務局の組織等について定めております。今回の改正については、本規則で規定している代決、専決及び文書の取扱い規定について、平成29年4月1日付けで、新たに施行予定の厚岸町教育委員会事務決裁規程において規定することから、本規則から削除するため本案を提出するものであります。

改正内容については、別にお配りしている議案第21号説明資料「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則新旧対照表」により説明させていただきます。第6条「事務の代決」、第7条「代決の制限」、第8条「事務の専決」、第9条「文書の取り扱い」の4条を削除するものです。議案書38ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。以上簡単ですが、議案第21号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部改正

についてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長           では、そのように決定いたします。

- 教育長           次に、議案第22号「厚岸町教育委員会事務決裁規程を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長       ただ今上程いただきました、議案第22号、「厚岸町教育委員会事務決裁規程」を定めることについて、その提案理由と内容をご説明いたします。

厚岸町教育委員会事務決裁規程については、新たに定めようとするもので、先ほどの議案第21号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」でも説明いたしましたが、教育委員会における文書の決裁等の規定については、「厚岸町教育委員会文書管理規程」及び「厚岸町教育委員会事務局処務規則」に一部規定しておりますが、現状にそぐわない内容であることから、これを新たに整備するため本案を提出するものです。議案書39ページをご覧ください。

厚岸町教育委員会事務決裁規程であります。この規定は、第1条から第7条で構成されております。第1条の目的であります。この規程は、教育長の権限に属する事務について決裁権限を定めることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事務の決定の適正

化に資するとともに、事務の効率的な処理を図ることを目的としております。第2条は、「定義」、第3条は、「決裁事項」第4条は、「決裁の効力」第5条は、「代決」第6条は、「専決及び代決の制限」第7条は「その他」となっております。各条ごとの説明は省略させていただきますが、冒頭に説明したとおり、現在は、別々に規程と規則で一部規定をしておりますが、今回、内容を精査して、1つの規程で定めようとするものです。議案書40ページをご覧ください。 附則でございます。

この訓令は、平成29年4月1日から施行するとするものであります。以上、簡単な説明ですが、提案理由と新たに定める規程の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、厚岸町教育委員会事務決裁規程を新たに定める内容です。これから質疑を行います。

●田辺委員 第6条で言っている専決事項なんですけど、この規定の中に専決するのは、どれか定めてありますか。代決規定は第5条で言っているんですけど。

●管理課長 この決裁規程の中には、おっしゃるように規定はされていませんけど、第7条の「その他」ということで、「この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。」ということで、別な形で定める事になります。

●田辺委員 はい。わかりました。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長            なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長            では、そのように決定いたします。

●教育長            次に、議案第23号については、公開事件が終了した後に審議をしたいと思います。

●教育長            次に日程第7、協議第2号を議題といたします。  
平成29年度厚岸町立学校入学式の参列者についてありますが、私から学校名と参列者の氏名をご提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい。の声)

●教育長            それでは、ご提案します。4月6日木曜日、厚岸小学校田辺委員、真龍小学校私、太田小学校濱委員、厚岸中学校濱委員、真龍中学校私、太田中学校田辺委員

●教育長            よろしいでしょうか。

(はい。の声)

●教育長            では、そのように決定いたします。

●教育長            これより、非公開事件の議案第23号「教育委員会事務局職員及び教育機関の職員の異動について」を議題とします。暫時休憩いたします。休憩後の議案第23号につきましては、管理課長に出席を願います。

そのほかの職員におかれましては、ここで、ご退席  
ただいで結構です。お疲れさまでした。

[休憩 午前10時41分]

[再開 午前10時43分]

- 教育長 会議を再開いたします。議案第23号「教育委員会事務局職員及び教育機関の職員の異動について」を行います。職員は内容の説明をお願いいたします。

[非公開事件の為省略]

- 教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。これをもちまして、第5回教育委員会を閉会します。お疲れ様でした。